

公益財団法人消費者教育支援センターにおける 競争的資金等に関する管理・監査の実施方針

平成 27 年 1 月 1 日 理事長決定

平成 27 年 9 月 1 日 改正

この実施方針は、公益財団法人消費者教育支援センター（以下、「支援センター」という。）における競争的資金等の適正な管理・執行、研究活動の不正防止を行うために「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学省大臣決定平成 19 年 2 月 15 日）に基づいて必要な事項を定めるものである。

1. 責任体系の明確化

(1) 最高管理責任者

最高管理責任者は理事長とする。

最高管理責任者は支援センター全体を統括し競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。また以下の統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって競争的資金等の運用・管理が行えるように、適切にリーダーシップを発揮する。

(2) 統括管理責任者

統括管理責任者は専務理事とする。

統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について支援センター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

(3) コンプライアンス推進責任者

コンプライアンス推進責任者は事務局長とする。

コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者の指示のもと、競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

競争的資金等に係る事務処理手続きに関するルールの見直しを適宜行い、明確化・統一化を図るとともに、研究者および事務職員に対して周知徹底し適正に運用する。

(2) 職務権限の明確化

競争的資金等の運営・管理に係る職務権限の見直しを適宜行い、責任と権限の明確化を図る。

(3) 関係者の意識向上

研究者は職務に係る倫理の保持に努めるとともに競争的資金等の不正使用を行ってはならない。事務職員は競争的資金等の適正な執行を確保しつつ、事務処理を遂行する責務を負う。

関係者の意識向上のために不正防止に関する方針及びルールを公開し、説明会を行うことにより周知徹底を図る。なお、競争的資金等に採択された研究者からは関係諸規定、ルールを遵守する旨の誓約書（別紙1）を提出させるものとする。

（４） 調査及び懲戒に関する規定の整備及び運用の透明化

この実施方針に定める手続きのほか必要な事項は別に定める。

① 相談、申し立て窓口と調査の要否判断

支援センター内外からの相談、申し立ては総務部が随時受け付け、申し立て等があった場合は速やかに最高管理責任者へ伝わる体制を構築する。申し立て等の受付から30日以内に内容の合理性を確認し調査の要否を判断し、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関（以下、配分機関という）に調査の要否等を報告、協議しなくてはならない。

② 調査委員会について

調査が決定された場合、速やかに調査委員会を設置し調査を実施する。

調査委員会は、委員長1名及び委員若干名によって構成され、調査委員の半数以上は外部有識者でなければならない。

（ア）委員長は、最高管理責任者が指名する。

（イ）委員は、支援センター役員及びその他の学識経験者の中から最高管理責任者が任命する。

（ウ）委員には、支援センター及び申立人、被疑者と直接の利害関係を有しない第三者でなくてはならない。

③ 調査委員会の権限

調査中は必要に応じて研究者等に対して、調査対象における競争的研究費等の使用停止を命ずることとする。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、配分機関に報告を行う。

なお、必要と認めるときは関係各部署に対し、当該事案に係る資料の提出や閲覧、現地調査を行うことができる。またその他必要な措置を要請することができる。

④ 調査委員会により調査、認定される事項

調査委員会は不正の有無、不正の内容、関与した者及び関与の程度、不正使用の相当額について調査、認定を行う。

⑤ 調査結果の報告

調査結果は、最高管理責任者、申立人、被疑者に通知し、申し立てから210日以内に調査結果等を配分機関に報告しなくてはならない。配分機関から求めが

あった場合や期限までに調査が完了しない場合は調査の進捗状況報告や中間報告を提出しなくてはならない。

- (5) 本実施方針に違反または違反する恐れのある事実が発生した場合は、支援センターの定める「就業規則」に基づき懲戒処分を受けるものとする。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 最高管理責任者は率先して不正防止計画に対応していることを表明し、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。不正防止計画を推進する部署は総務部とする。
- (2) 総務部は研究者と業者の取引方法や競争的資金等執行時期、雇用者の管理等の現状を把握し、手続きの見直し等不正発生要因に対する防止に努め、不正防止計画を別に定める。

4. 競争的資金等の適正な運営・管理活動

(1) 競争的資金等の適正な予算執行管理

競争的資金等の予算執行は研究課題ごとに、総務部が収支簿を作成し予算執行状況の把握を行う。研究者は予算執行状況の把握に努めるとともに、予算執行に遅延等が懸念される場合には対策等を行う。

なお研究計画が遅れる場合は競争的資金等の繰越制度を利用することも検討する。

(2) 業者との癒着防止

競争的資金等の支出と関係する業者との癒着を防止するため、取引契約を行う場合は誓約書（別紙2）の提出を求める。

不正な取引をした業者に対しては取引停止等の措置を行うものとする。

研究者と総務部の役割を明確にし、物品調達等における発注業務は原則として総務部が行う。また検収は総務部により行い、癒着の未然防止に努める。

(3) 競争的資金等の適正な予算執行

予算の執行は、支援センターの会計規程等に従い処理を行うが、研究を円滑に行うため旅費および5万円未満の物品の調達に関しては、研究者が発注を行うことができる。ただし、検収は総務部が行うものとする。

支出についてはすべて請求書、領収書、半券等の証憑を添付することに留意し、適正な執行と確認に努める。ただし、証憑類の徴取が困難な場合はこの限りではない。

(4) 非常勤雇用者の管理

非常勤雇用者の採用、勤務状況確認等の管理については、総務部が行い、出勤実態や勤務内容を明らかにするために研究者が確認のうえ勤務管理票（別紙3）の提出を求める。

5.情報発信・共有化の推進

(1) 相談窓口の設置

競争的資金の使用に関する相談窓口を総務部におき、随時相談を受け付ける。

(2) 取り組みの公表

競争的資金等の不正への取り組みに関する実施方針はホームページに掲載し、外部に公表するとともに、職員については支援センター内の研修において周知徹底を図る。

6.モニタリングの在り方

内部監査担当者を定め、競争的資金等の執行に関して支援センターの会計規程等に準じた適正な処理、手続きが行われているかを定期的に検証し、把握された不正発生源要因に対応した監査を実施するように努める。

不正が発生するリスクに対しては、無作為に監査対象を抽出し検証するリスクアプローチ監査を実施することとし、対象者へのヒアリングを含めた監査を行う。

なお監査の方法は不正が発生するリスクに対応して柔軟に見直しを行い対応することに努める。

<相談窓口>

公益財団法人消費者教育支援センター 総務部

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-17-14 全国婦人会館 3 階

TEL 03-5466-7341 FAX 03-5466-2051

E-mail soumu@consumer-education.jp

(別紙1)

公益財団法人消費者教育支援センター
理事長 殿

競争的資金等の使用に関する誓約書

私は、(競争的資金等の名称を記入) により (研究課題番号 研究課題名を記入) の研究を遂行するにあたり、関係規則等を遵守いたします。

また、競争的資金等の使用に関する説明責任を自覚し、公正かつ効率的に使用するとともに、不正行為を行わないことを誓います。

規則等に違反し、不正を行った場合は機関や配分機関の処分に従います。

平成 年 月 日

所属部署

役職

氏名 (自署)

(別紙2)

公益財団法人消費者教育支援センター
理事長 殿

誓 約 書

当社(当法人)は、公益財団法人消費者教育支援センターとの取引にあたり、同財団の関係規定および契約基準を遵守するとともに、いかなる不正、不適切に関与しないことを誓約します。

内部監査、その他調査等がある場合は書類の閲覧、提出等の必要な要請に協力することとし、当社(当法人)に、関係規定に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また、不正な行為の依頼があった場合は速やかに同財団の競争的資金等に関する相談窓口(総務課)に通報致します

平成 年 月 日

社名

代表者役職・氏名

印
